

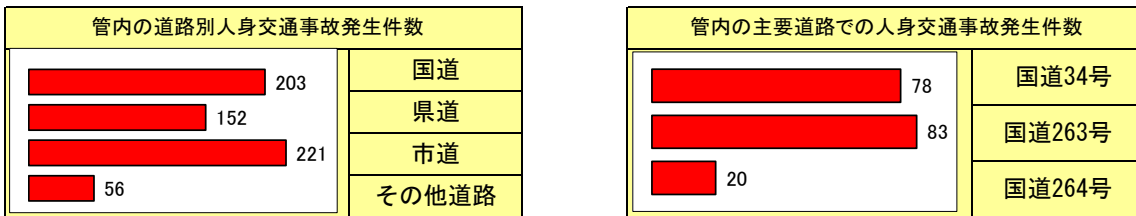
# 速度取締り指針

佐賀北警察署管内の速度取締り重点		
重点路線	重点時間帯	規制速度
市道 (通学路・生活道路)	7:00 ~ 19:00	30キロ
国道323号、富士三瀬線	7:00 ~ 19:00	50キロまたは法定速度
県道佐賀外環状線	7:00 ~ 19:00	40キロまたは50キロ

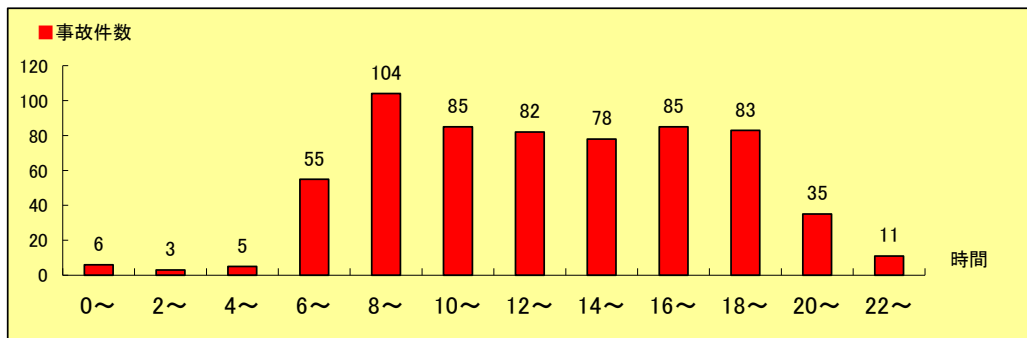
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

## 佐賀北警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和5年1月～令和5年12月:632件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和5年1月～令和5年12月:632件)



- 佐賀北警察署管内では、全人身交通事故の約1/3が国道で発生しています。
- 交通事故類型で最も多いのが追突事故で、全事故の約4割を占めています。
- 市道では、安全不確認を原因とする事故が多く発生しています。

交通事故の原因として一番多いのは「前方不注視」の220件、次いで「安全不確認」の135件、「一時不停止」の54件となっています。



## その他の交通指導取締り要点

令和5年中に交通死亡事故が2件発生しており、今後も交通事故の原因となる携帯電話使用違反、一時不停止違反、信号無視違反、横断歩行者等妨害等違反等の取締りを特に強化し、シートベルト違反等の取締りを継続します。